

# 官報

號外 昭和十年三月二十三日

## ○第六十七回貴族院議事速記録第二十號

帝國議會

昭和十年三月二十二日(金曜日)午前十時二十八分開議

### 議事日程 第二十號

昭和十年三月二十二日

午前十時開議

第一 日本銀行納付金法中改正法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 臨時利得稅法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル

補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ

マ

(小林書記官朗讀)

一昨二十日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議

ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

政教刷新ニ關スル建議

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案可決報告書

宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案可決報告書

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本日ノ會議ヲ

開キマス、本日稻畑勝太郎君病氣ニ付キ、

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案特別委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌ

カ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス、就キマシテハ其補缺トシマシテ

小林嘉平治君ヲ指名イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、日

本銀行納付金法中改正法律案、日程第二、

臨時利得稅法案、政府提出、衆議院送付、第

一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ二案ヲ一

括シテ議題トスルコトニ御異議ハゴザイマ

セヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス、委員長渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマ

ス

日本銀行納付金法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十年三月二十日

委員長 子爵渡邊 千冬

貴族院議長公爵近衛文麿殿

臨時利得稅法案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和十年三月二十日

委員長 子爵渡邊 千冬

貴族院議長公爵近衛文麿殿

特別委員ノ修正ニ係ル部分ノミヲ印刷シ

(其ノ他ハ之ヲ略ス小字及一ハ修正ナリ)

第四條 法人ノ現事業年度ノ利益ガ既往

事業年度ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ

於テ其ノ超過額中年二千圓ヲ控除シタ

ル金額ヲ以テ法人ノ利得金額トス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各

號ニ該當スルトキハ各其ノ定ムル所ニ

依リ既往事業年度ノ平均利益ヲ計算ス

一 何レノ既往事業年度ニ於テモ利益

ナキトキ又ハ既往事業年度ノ平均利

益ガ既往事業年度ノ平均資本金額ニ

對シ年百分ノ七未滿ナルトキハ既往

事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年百

分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益ト

ス

二 法人ノ第一次ノ事業年度ガ昭和七

年一月一日以後ニ於テ終了シタルト

キハ現事業年度ノ資本金額ニ對シ年

百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ以テ既往事業年度ノ平均利益ト

本法ニ於テ現事業年度ト稱スルハ昭和十年一月一日以後ニ於テ終了スル各事業年度ヲ謂ヒ既往事業年度ト稱スルハ昭和六年十二月三十一日以前三年内ニ終了シタル各事業年度ヲ謂フ

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金額ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ利益中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

昭和七年一月一日以後本法施行ニ至ル期間ニ於テ拂込株式金額又ハ出資金額迄ノ間ニ資本金額ヲ減少シタル法人ノ現

各事業年度ノ資本金額ハ第四條第二項第三號ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ減少ナカリシモノト看做シテ算ス

第九條 個人ノ利益ガ昭和六年以前三年ノ平均利益ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中二千圓ヲ控除シタル金額ヲ以テ個人ノ利得金額トス

看做ス 營業ノ期間ガ一年未滿ナル場合ニ於ケル平均利益ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

利得金額計算ノ場合ニ於テ昭和六年以前三年ノ平均利益三千圓未滿ナルトキ又ハ其ノ平均利益ナキトキハ三千圓ヲ以テ平均利益トス

○子爵渡邊千冬君 臨時利得稅法案竝ニ日本銀行納付金法中改正法律案ノ、特別委員會ノ審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告ヲ致シマス、先ツ臨時利得稅法案ニ付テ申上ガタイ

ト存ジマス、是ハ政府提出案デアリマシテ、ソレガ衆議院ニ於テ修正セラレマシテ本院ニ送付セラレタノデアリマス、特別委員會ニ於キマシテハ此衆議院ノ修正案ヲ原案ト致シマシテ審議イタシマシタノデアリマス、政府ノ原案ノ趣旨ハ既ニ御承知ノコト

トハ存ジマスガ、其要點ヲ擧イ摘ンデ申上ガタイト存ジマス、第一、本利得稅ノ目的ハ、近時時局ノ好影響ヲ受ケマシテ産業界ノ一部分方活況ヲ呈シ、收益ノ増加ヲ見テ居リマス、其情勢ニ鑑ミマシテ是等ノ産業ニ對シテ臨時ニ新稅ヲ課セムトスルノデアリマス、從テ課稅ノ目的ハ之ヲ營利法人ノ利益ト、個人ノ營業ヨリ生ズル利益トニ限ッ

テ居ルノデアリマス、而シテ昭和十年以後ニ於ケル各事業年度ノ利益ヲ、昭和五年六年ノ平均利益ト比較イタシマシテ、其超過額ガアル場合ニ其超過金額ヨリ二千圓ヲ控

除シタル金額ヲ以テ法人及個人ノ利得金額トナシテ、此利得金額ヲ以テ課稅ノ對象ト致シテ居ルノデアリマス、次ニ昭和五年六年ノ基準年度、是ハ法案ニ於キマシテハ既往事業年度ト云フ文字ヲ使ッテアリマス、此基準年度ニ於テ全ク利益ノ無イ場合、又ハ平均利益ノ少カク場合、又ハ新ニ營業ヲ開始シタル場合ニ於キマシテハ、基準年度ノ平均利益ハ、法人ニアリマシテハ其資本金額ノ年七分ニ相當スルダケノ利益ガアツ

タモノト看做シ、個人ニ在ッテハ三千圓ダケノ利益ガアツタモノト看做シテ、利得金額ヲ算出スル基礎ト致ス規定ヲ設ケテ、苛酷ニ互ラナイヤウニナッテ居ルノデアリマス、尙

ホ右ノ外緩和ノ目的ヲ爲ス規定ト致シマシテハ、曩ニ申シマシタ通り法人個人トモ、利得金額算出ノ場合ニ於キマシテ二千圓ノ控除ヲ致スコトニナッテ居リマス、固ヨリ個人ニ限リマシテ營業上ノ利益ガ六千圓未滿

ノ場合ニハ、是ニハ課稅イタサナイコトニナッテ居ルノデアリマス、次ニ法人ノ資本金額ガ過去事業年度ニ於テ、基準年度ノ平均資本金額ニ對シテ増減ガアリマシタ場合ニハ、基準年度ニ於ケル平均ノ利益率ヲ現在

ノ資本金額ニ乘ジテ算出シタル金額ヲ以テ、基準年度ニ於ケル平均利益ト看做スノデアリマシテ、此場合ニ於キマシテモ基準年度ニ於ケル利益率ガ年七分ニ達シナイ

時ハ、之ヲ七分トシテ計算スル緩和規定ハ適用サレルノデアリマス、次ニ利得ニ對スル稅率ハ、法人モ個人モ其金額ノ多少ニ拘

ラス總テ之ヲ百分ノ十ト致シテアルノデアリマス、次ニ此法律ノ施行期間ハ法文ノ中ニ記載シテハナイノデアリマスガ、政府ノ説明ニ依リマスニ臨時利得稅ト云フ名稱カラモ察セラレ、又理由書ノ中ニ當分ノ内ト云フ文字ガ挿入シテアルコトニ依ッテ知

リ得ル通り、永久的ノ稅法デハナクテ、一般稅制整理ガ行ハレルマデノモノデアアルト云フコトデアリマス、以上ガ政府原案ノ主要ナル點デアリマスガ、之ニ對シテ衆議院

ニ於テハ數個ノ修正ヲ致シタノデアリマス、其第一ハ基準年度ガ昭和五年、六年トナッテ居リマスノヲ、衆議院ニ於テハ昭和四

年ヲ加ヘテ三箇年ト致シタノデアリマス、其理由ハ昭和五年六年ハ我國ノ不況ノ最モ甚シキ時期デアッタノデアアルカラ、モウ一箇

年ヲ加ヘテ其條件ヲ緩和イタシタイト云フノデアリマス、第二ノ修正ハ、課稅率ヲ政府ノ原案ニ於ケル一體ノ百分ノ十トアリマスノヲ、個人ノ場合ノミ百分ノ七・五ト

致シタノデアリマス、其理由ハ法人ニ於テハ増資ノ場合ニ緩和規定ガ設ケラレテ居ルノニ、個人ノ營業ニ於テハ常ニ所得金額ノ絕對額ヲ以テ計算スルカラ其間ニ不公平ナ點ガアル、又法人ニ於テハ償却デアアルトカ、經費トカ云フ控除額ガ個人ニ比較シテ多イノデアアルカラ、其點モ考慮イタサナケレバ

ナラナイ、尙又會テ施行セラレタル所ノ戰時利得稅ニ於テハ法人ト個人トノ間ノ差別ヲ設ケ、法人ノ利得ニハ百分ノ二十、個人ノ利得ニハ百分ノ十五ニナッテ居ルノデアアル

カラ、今度モ百分ノ十ト百分ノ七・五ト云フ  
區分ヲ致シタイト云フノデアリマス、第三  
ニハ増資、減資ノ場合ノ特別ノ規定ガ加ヘ  
ラレテ居ルノデアリマスガ、先ヅ増資ノ方  
カラ申シマス、本稅ヲ逋脱スル目的ヲ以  
テ増資シタモノハ、先ニ申シマシタ規定ヲ  
適用イタサズシテ、基準年度ニ於ケル利益  
ハ幾ラ多クテモ其利廻リヲ百分ノ七ト  
シテ計算スル、斯ウ云フノデアリマス、即  
チ基準年度ニ於ケル利益ガ百分ノ七以上ニ  
上ボツテ居リマス場合ニ、政府ノ原案ニ於キ  
マシテハ其利率ヲ増加シタル資本金額ニ乘  
ケタモノヲ基準年度ノ利益ト見ルノデアリ  
マス。カラ、基準年度ノ利益金ガ多クナリマ  
シテ、從テ利得稅ヲ課セラレナイ場合ガア  
ルノデアリマスガ、左様ナ場合ニ逋脱ノ目  
的ヲ以テ増資シタ場合ニハ、其利益率ヲ  
百分ノ七ト致スノデアリマス。カ、課稅セ  
ラレナイ場合ガアルノデアリマス、次ニ減  
資ノ場合デアリマスガ、會社ノ内容ヲ改善  
スル爲ニ減資ヲ致シ其爲ニ利益率ガ多クナ  
タ、會社ガ減資シナカッタ場合ニハ課稅ヲ受  
ケズ又ハ少イ課稅ヲ受ケルト云フコトハ  
シタ爲ニ多クノ課稅ヲ受ケルト云フコトハ  
面白クナイカラ、「昭和七年一月一日以後本  
法施行ニ至ル迄ノ間ニ資本金額ヲ減少シタ  
ル法人」ニ付テハ之ヲ減資シナカッタモノ  
ト看做スト云フ修正デアリマス、第四ノ衆  
議院ノ修正ハ、本法ノ施行期間ヲ三箇年ト  
致シタノデアリマス、以上ガ衆議院ノ修正  
及其主ナル理由デアリマス、此衆議院ノ修

正ハ、歳入總額ニ於テ二百五十餘萬圓ノ減  
少ヲ來スモノデアリマシテ、其内容ハ、基  
準年度ヲ三箇年ト致シマス爲ニ、百十七萬  
圓程ノ減少ト相成ルノデアリマス、又個人  
ノ課稅率ヲ百分ノ七・五ト致ス爲ニ、百三十  
五萬圓程ノ減少ト相成ルノデアリマス、政  
府ハ衆議院ノ修正ニ同意ヲ表シテ居ラナイ  
ノデアリマスガ、其主ナル理由ノ一ツハ此  
約二百五十萬圓程ノ歳入ノ不足デアルト思  
ハレマス、衆議院ノ修正各項目ニ對スル政府  
ノ意見ヲ一々此際申述ベマスコトハ煩雜ニ  
互リマスノミナラズ、特別委員會ノ再修正  
意見ノ理由ヲ申述ベマス中ニハ、政府ノ意  
見ヲ委員會ガ認メタ點モ自ラ明瞭トナルコ  
トト存ジマス。カラ、以下順ヲ逐フテ再修正  
意見ノ詳細ヲ申述ベタイト存ジマス、特別  
委員會ニ於キマシテハ、貴族院ハ從來法案  
ヲ否決イタシマス場合ハ是ハ別デアリマス  
ケレドモ、修正ヲ致シマス場合ニハ成ルベ  
ク差支ヘナイ限り、法案實行ノ責任者デ  
アリマス所ノ政府ノ同意シ得ルヤウナ修正  
ヲ爲サムトシテ來タコトハ傳統的ノ慣例デ  
アルコトヲ念頭ニ置キ、又此度ノ如ク法律  
案ノ成立スル曉ニ於テ、政府ノ歳入トナル  
ベキ三千餘萬圓ハ既ニ議決イタシテ居リマ  
ス、其事情モ十分考慮イタシ、ソレト同時  
ニ多數ヲ以テ通過イタシマシタ衆議院ノ修  
正案ニ對シテモ亦出來得ルダケ之ヲ尊重シ  
テ、其希望ヲ達スルコトニ努力イタシタイ  
ト云フコトヲ委員一同熱心ニ希望イタシタ  
ノデアリマス、斯カル意味ニ於テ特別委員

會ハ、案ノ内容ニ付テ十分質問研究ヲ致シ  
マシタ上、右述ベマシタ根本方針ニ背カザ  
ル程度ノ成案ヲ得タイト存ジマシテ、小委  
員ヲ設ケマシテ懇談的ニ熟議イタシタノデ  
アリマス、而シテ其結果トシテ得マシタ成  
案ハ、特別委員會ニ於キマシテモ、全會一  
致之ヲ承認可決イタシタノデアリマス、其  
修正案ハ、今朝既ニ御手許ニ配付シテアル通  
リデアリマスガ、之ヲ條文ノ順序ニ拘ラズ、  
前ニ私ノ申述ベマシタ原案ノ説明ノ順序並  
ニ御了解ノ便宜ノ爲ニ自由ノ順序ヲ以チマ  
シテ、陳述イタシタイト存ジマス、再修正ノ  
第一ハ、基準年度ヲ昭和六年以前二年間ト  
スルコトデアリマス、右ハ政府原案ニ於テ、  
昭和六年以前二年間トアリマシタノヲ、衆  
議院ニ於テ昭和六年以前三年間ト致シタモ  
ノデアリマスガ、是ハ本稅ガ、二ツノ相異ナ  
レル經濟界ノ情況ヲ比較シテ、其間ニ増加  
セル所得ノアルモノニ對シテ課稅スルノ趣  
旨カラ見マシテ、共ニ金解禁時代デアッテ、  
大體情況ノ相似タ昭和五年六年ノ二箇年間  
ヲ基準トスルコトガ適當デアルト考ヘタノ  
デアリマス、之ニ全然情況ヲ異ニシテ居ル  
昭和四年ヲ加ヘルコトハ、理論上如何カト  
考ヘタノデアリマス、昭和五年六年當時、  
經濟界ハ不況ノ中ニアリマシテ、之ヲ基準  
トスルノハ苛酷デアルト云フ非難ガアルノ  
デアリマスガ、今日モ尙ホ其當時ニ比シテ  
何等ノ所得ノ増加シテ居ラナイモノモ澤山  
アルノデアリマス、又ハ却テ所得ガ當時ニ  
比シテ減少シテ居ルモノモ多數存在シテ居

ル、サウ云フ現狀ヨリ見マシテ、其間ニ利  
得シタ者ニ課稅スルト云フコトハ、敢テ苛  
酷トハ言ヒ得ナイと思フノデアリマス、尙  
ホ其點ニ付キマシテハ他ノ箇所ニ於テ大體  
救済サレテ居ルノデアリマス。カラ、昭和四  
年ヲ加ヘマスコトハ大シタ意義ヲ認メ得ナ  
イト考ヘラレルノデアリマス、却テ昭和四  
年ヲ加ヘルコトニ依リマシテ、本稅ノ課稅  
上、官民相互ノ手數ヲ煩雜ナラシムルノデ  
アリマス。カラ、此點ハ寧ロ政府ノ原案通り  
トスルコトガ適當デアラウト存ズル次第デ  
アリマス、尙ホ之ニ依ッテ百十七萬圓ノ歳入  
ノ減少ヲ免レルコトガ出來ルノデアリマ  
ス、次ハ個人ノ稅率ヲ衆議院ノ修正通りニ  
致スコトデアリマス、本稅ニ於テ法人個人  
ノ稅率ヲ如何ニ致スベキカニ付テハ、種々  
議論ノ存スル所デアリマスガ、個人ノ稅率  
ヲ百分ノ七・五トスル衆議院ノ修正ハ、大體  
ニ於テ適當デアルト考ヘタノデアリマス、  
此修正ニ依ッテ豫算ニ比シテ百三十五萬圓  
ノ歳入ノ減少トナルノデアリマスガ、其減  
少額ニ對シテハ他ノ修正ニ依ッテ補填イタ  
シタイト考ヘタノデアリマス、次ハ法人ノ  
増資ニ對スル衆議院ノ修正ハ、之ヲ削除ス  
ルコトニ致シタノデアリマス、法人ノ増資  
ニ對スル規定ハ衆議院ニ於テ新ニ挿入シタ  
モノデアリマスガ、右ニ依レバ「資本金増加ガ  
臨時利得稅逋脱ノ目的ニ出デタルモノト認  
メラルトキハ」ト云フ居ルノデアリマス  
ガ、斯ノ如キ事實ノ認定ヲ政府ニ任セマス  
コトハ、實際ノ運用上甚ダ困難デアリマス

ノミナラズ、延イテハ官民ノ間ニ爭議ヲ生ズル場合モ多カラウト考ヘマシタノデアリマス、又増資ニ依ッテ租税ノ負擔ヲ輕減シ得ルコトハ、現行ノ超過所得ニ於テモ同様デアリ、又戰時利得税施行ノ際モ同様デアッタノデアリマスガ、何等之ニ對スル取締規定ハナイノニ、今日迄サシタル弊害モナカッタヤウデアリマスカラ、本税ニ於テモ特ニ斯カル規定ヲ設ケル必要ハナイト考ヘタノデアリマス、次ニ法人ノ減資ニ對スル衆議院ノ修正ハ之ヲ認メマシテ、字句ニ多少ノ修正ヲ致シタコトデアリマス、此點モ政府ノ原案ニハ全然其規定ハナクシテ、衆議院ニ於テ新ニ挿入イタシタモノデアリマスガ、政府ノ原案デハ、法人ガ減資ヲ斷行シテ不良資産、繰越缺損金等ヲ整理シタモノニ對シテ、本稅ガ重加サレルヤウナ結果ヲ招來スル場合ガアル、斯クテハ眞面目ナル事業經營ニ報ユル所以デナイノデアリマスカラ、衆議院ノ修正ヲ以テ適當ト認メタ次第デアリマス、但シ其字句ハ他ノ條文トノ關係等ヨリ致シマシテ、多少變更スル必要アリト認メ、修正ヲ加ヘマシタガ、其意味ハ衆議院ノ修正ト何等異ッテ居ラナイノデアリマス、次ハ法人ノ利得金額ヨリ二千圓ヲ控除スルコトハ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデアリマス、法人ニ付テ其利得金額ヨリ二千圓ヲ控除イタシマスコトハ、個人ノ場合ト區別スル理由ニ乏シク、同様ノ取扱ヲ爲スコトガ至當ト考ヘラレルヤウデアアルノデアリマス、併シ元

來此種ノ控除ヲ爲スコト云フコトハ個人ニ付テハ必要デアリマスガ、法人ニ控除金ヲ認メルト云フコトハ從來我ガ税法ニ於テハ其例ガナイノミナラズ、又其必要モナイト考ヘラレ來タノデアリマス、而シテ法人ニ對シテ此二千圓ノ控除ヲ廢止スルト致シマスレバ、約百五十萬圓ノ増收ニナルノデアリマシテ、上述ノ修正ニ因ル減收額ハ大體補填シ得ルコトガ認メラレルノデアリマス、即チ此點ハ政府ノ原案ヲ修正イタシタイト考ヘタ次第デアリマス、尙ホ此修正ニ依リマシテ、新ニ課稅セラレル法人ノ數ハ約一萬五千ニ上ボルノデアリマスガ、政府ノ原案ノ如ク二千圓控除ノ場合ニ於テ、課稅セラレル法人ノ數五千有餘ト合計イタシマシテ、二萬有餘トナルノデアリマスカラ、此二萬有餘ノ法人ガ百五十萬圓ヲ負擔スルト致シマス、一法人ノ平均負擔額ハ七十五圓弱トナルノデアリマス、又利得稅ヲ負擔イタシマス法人ハ資本ノ大小ニ拘ラズ、基準年度ト現事業年度トノ利益ノ差額ニ依ッテ決定セラレルノデアリマスカラ、其新シク殖エル所ノ法人ハ必シモ皆微弱ナル法人トハ限ラナイノデアリマス、殊ニ臨時ニ其利得金額ニ此程度ノ課稅ヲ爲シテモ法人ニ對シテ重稅ヲ課シタモノトハ言ヘナイト考ヘタノデアリマス、次ニ本稅ノ施行期間ニ關スル規定ハ衆議院ノ修正通りニ致シマシタ、本稅ノ施行期間ヲ大體三年トスル衆議院ノ修正ハ適當ナルモノト認メマスノデ、左様イタシタノデアリマス、以上ガ特

別委員會ニ於ケル修正ノ事項竝ニ其理由デアリマス、何卒此修正案ノ成立イタシマスコトヲ切望イタス次第デアリマス、次ニ日本銀行納付金法中改正法律案ニ付テ一言申上ゲマス、本案ハ日本銀行納付金法ニ於テ、日本銀行ニ對スル所得稅及營業收益稅ヲ課稅スル場合ニ、課稅ノ基準トナルベキ所得及純益ノ計算上、同法ニ依ッテ日本銀行ガ政府ニ納付スル納付金ハ、之ヲ損金トシテ算入スルコトニナラテ居ルノデアリマスガ、臨時利得稅ヲ課スル場合ニ於キマシテモ、同ジク之ヲ損金トシテ計算スルト云フ趣旨ノ改正案デアリマス、之ニ付テハ何等ノ異議ナク可決イタシマシタノデアリマス、以上ヲ以テ私ノ報告ヲ終リマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第二讀

會ヲ開キマス、御異議ガゴザイマセヌケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ、

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會ヲ開キマス兩案全部、二讀會ノ決議通りデ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、日程第四、宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、是等ノ議案ヲ一括シテ議題トスルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト  
認メマス、委員長井上子爵ノ登壇ヲ望ミマ  
ス

札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社  
所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲  
公債發行ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十年三月二十日

委員長 子爵井上匡四郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

宮崎縣營鐵道及軌道竝ニ大隅鐵道株式  
會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關ス  
ル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十年三月二十日

委員長 子爵井上匡四郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル)

○子爵井上匡四郎君 只今日程ニ上ボリマ  
シタニ案ニ付テノ、特別委員會ノ經過竝ニ  
結果ヲ御報告申上ゲマス、先ヅ日程第三ニ  
上ボッテ居リマスル補償ニ關スル法案ヨリ  
御報告申上ゲマス、此補償ヲ要スル鐵道ハ  
二ツアルノデアリマシテ、先ヅ其鐵道ノ内  
容ニ付テ申上ゲマス、札幌鐵道株式會社所  
屬ノ軌道ハ、國有鐵道函館本線札幌驛附近  
ヨリ札幌郡茨戸停車場ニ至ル延長十一「キ  
ロ」ノ「ガソリン」ヲ動力トスル、軌間三呎

六吋ノ軌道デアリマス、此軌道ハ國有鐵道  
ノ札沼線、札幌ヨリ沼田ニ至ル線路デ、兩  
方面ヨリ鐵道省ハ工事ヲ著手イタシマシ  
テ、札幌方面ハ石狩當別マデ昭和九年十一  
月二十日ニ開通イタシマシタ、依テ是ト接  
近並行スル札幌軌道ハ多大ノ影響ヲ受ケマ  
シテ、營業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ  
マシテ、營業廢止ノ許可ヲ申請スルニ至ッ  
タデアリマス、此影響ノ程度ハ政府ノ示ス  
所ニ依リマスレバ、省線開通前ハ建設費ニ  
對シマシテ益金ノ割合ガ一割零分四厘デア  
リマシタモノガ、開通後ハ三分八厘ノ缺損  
トナッタノデアリマス、鐵道省ハ此申請ヲ認  
メマシテ、軌道法第二十六條ニ依リマシテ、  
其缺損ヲ補償セムトスル法案デアアルノデア  
リマス、又同ジク矢作水力株式會社所屬軌  
道ハ國有鐵道中央本線大井驛ヨリ明知線ノ  
岩村驛ニ至ル延長十二「キロ」五分、電力ヲ  
動力トスル軌間三呎六吋ノ軌道デアリマ  
ス、此軌道ハ國有鐵道明知線即チ大井ヨリ  
明知ニ至ル線路デアリマシテ、鐵道省ハ大  
井方面ヨリ工事ニ著手イタシ、昭和八年五  
月二十四日阿木迄、同九年一月二十六日岩  
村マデ開通イタシマシタ、依テ是ト接近並  
行スル矢作軌道ハ多大ノ影響ヲ受ケ、營業  
ヲ繼續スルコト能ハザルモノトシテ、昭和  
九年四月一日營業ヲ休止シ、且營業廢止ノ  
許可ヲ申請スルニ至ッタモノデアリマス、此  
影響ノ程度ハ政府ノ示ス所ニ依リマスレ  
バ、省線開通前ハ建設費ニ對シ益金ガ二分

三厘デアリマシタモノガ、開通後ハ九分ノ  
缺損トナッタノデアリマス、鐵道省ハ此申請  
ヲ認メマシテ、軌道法第二十六條ニ依リ、其  
營業廢止ニ因ッテ生ズル缺損ヲ補償セムト  
スルモノデアリマス、補償金額ノ決定ハ地方  
鐵道法第三十一條ノ規定ニ依リマシテ決定  
スルモノデアリマシテ、其概要ハ既往三年間  
ノ平均益金ヨリ元金ヲ還元イタシマシテ、其還  
元額ト建設費ノ國債換算額ト合計ヲ折半、  
此金額カラ補修費及殘存物件ノ評價額ノ國  
債換算額ヲ差引キマシタルモノヲ以テ補償額ト  
致スノデアリマス、之ヲ五分利附公債額面デ下  
付スルノデアリマス、依テ公債額ノ換算關  
係カラ、多少ノ變更ハ免レナイノデアリマス  
ガ、大體ニ於テ札幌軌道ニ補償スベキ額ガ  
十萬五千圓、矢作水力株式會社ニ補償スベ  
キ額ガ十一萬八千五百十圓程度デアリマ  
ス、次ハ日程第四ニアリマス買收ヲ要スル  
モノデアリマスルガ、宮崎縣營鐵道及軌道  
デ、此宮崎縣營ノ鐵道ハ宮崎縣飯肥驛ヨリ  
油津驛ニ至ル延長六「キロ」八分、蒸氣及「ガ  
ソリン」ヲ動力トスル軌間二呎六吋ノ地方  
鐵道デアリマス、宮崎縣營軌道ハ星倉驛ヨ  
リ大藤停車場ニ至ル延長五「キロ」三分、「ガ  
ソリン」ヲ動力トスル軌間二呎六吋ノ軌道  
デアリマシテ、貨物ノミヲ運搬スルモノ  
デアリマス、本鐵道及軌道ハ國有鐵道内海  
線ノ中、昭和十年ヨリ工事ニ著手スル油  
津内海間建設線ノ一部ニ該當スルヲ以テ、  
之ヲ買收イタシマシテ改築セムトスルモノ  
デアリマス、他ノ一ハ大隅鐵道株式會社、  
此大隅鐵道ハ鹿児島縣古江驛ヨリ申良驛ニ

至ル延長三十一「キロ」五分、蒸氣及「ガソリ  
ン」ヲ動力トスル軌間二呎六吋ノ地方鐵道  
デアリマス、本鐵道ハ國有鐵道古江線ノ  
中、昭和十年度ヨリ工事ニ著手スル申良・古  
江間建設線ニ該當スルヲ以テ、之ヲ買收シ  
改築セムトスルモノデアリマス、買收價格  
ノ決定ハ、補償額ノ決定ヲ御話シマシタ  
ノト同様ニ、地方鐵道三十一條ノ規定ニ依ッ  
テ計算スルモノデアリマス、但シ宮崎縣營  
鐵道宮崎縣營軌道及大隅鐵道共、營業收入  
ガ營業費ニ達セザルモノデアリマスカラ、  
利益平均割合ト云フモノハ零デアリマス、  
依テ買收價格ハ大體建設費ノ半分ニナルノ  
デアリマス、是ガ案ノ内容デアリマシテ、  
委員會ハ十八日ニ委員長副委員長ノ選舉ヲ  
致シ、續イテ十九日二十日ニ開會イタシマ  
シテ、原案ノ通り可決イタシタノデアリマ  
スルガ、申上ゲマシタヤウニ案ノ内容ハ明  
瞭ナモノデアリマシテ、何レモ政府ノ説明  
ヲ諒ト致シマシテ、唯討論ニ入りマシテカ  
ラ、質問ノ際ニ既ニ政府ヨリ言明セラレタ  
所デアリマスルガ、特ニ買收後ニ於キマ  
シテ省線ニ變更セラレマス場合、成ルベク  
從來ノ交通關係、特ニ停車場ノ位置及數等  
ハ變更ナキヤウニ、而シテ地方民ノ不便ヲ  
來サザルヤウニ願ヒタイ、又今迄地方鐵道  
ニ從事シテ居リマシタ所ノ従事員モ、成ル  
タケ之ヲ國有鐵道ニ採用シテ、失業者ヲ出  
サザルヤウニ注意ヲ願ヒタイ、殘存物件ノ  
評價等ニ付テハ、餘リ苛酷ニナラヌヤウニ  
注意ヲ願ヒタイト云フヤウナ希望ノ陳述

ガアリマシタ、何レモ原案ヲ賛成イタシマシテ全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、右御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御質疑ガゴザイマセヌケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセンケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長小村侯爵ノ登壇ヲ望ミマス

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十年三月十九日

委員長 侯爵小村 捷治

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔侯爵小村捷治君演壇ニ登ル〕

○侯爵小村捷治君 特別委員會ノ經過竝ニ結果ニ付キマシテ御報告申上ゲマス、朝鮮事業公債法改正ノ目的ハ、現行法第一條ニ依リマスル公債發行限度タル六億六百二十萬圓ヲ擴張イタシマシテ、六億一千五百八十萬圓ニ改ムルニアルノデゴザイマス、委員會ニ於ケル政府當局ノ説明ニ依リマスルト、右増加額九百六十萬圓ハ専ラ鮮内鐵道事業ニ投ゼラルルモノデゴザイマシテ、即チ輓近滿洲國ト朝鮮トノ間ノ鐵道運輸數量

ガ頓ニ激増ヲ來シマシテ、之ニ應ズル爲メ釜山新義州間ノ幹線竝ニ東北圖們線ニ改良ヲ加ヘ、以テ輸送能力ト速力トノ増進ヲ圖ルコト、及ビ平壤ノ北方順川ヲ基點トスル日滿連絡ノ第三鐵路タル、滿浦鎮ノ、鴨綠江架橋竝ニ附近一部ノ路線建設ニ充當スルモノデゴザイマス、委員ヨリノ質問ニ答ヘテ政府ヨリ主トシテ技術的方面ノ説明ガアリ、又此朝鮮事業法ノ適用範圍ガ今回鐵道以外ノ諸事業ニ及バザル理由如何トノ質問ニ對シマシテハ、募債關係ニ付テ、大藏省ノ承認ヲ得ル上ニ困難ノアリマシタ爲メ、取敢テ緊急ヲ要スル鐵道事業ニ局限シ、他ハ將來ヲ期スル旨ノ當局ヨリノ御答辯ガゴザイマシタ、討論ニハ何等ノ意見モナク、採決ノ結果、唯一回ノ會議ヲ以チマシテ、全會一致原案通り可決セラレマシタ、右御報告申上ゲマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

倉庫業法案特別委員會

委員長 侯爵井上 三郎君  
副委員長 子爵植村 家治君

關稅定率法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵曾我 祐邦君

副委員長 眞野 文二君

府縣制中改正法律案特別委員會

委員長 子爵白川 資長君

副委員長 松村 義一君

臨時地方財政補整金法案特別委員會

委員長 公爵一條 實孝君

副委員長 子爵野村 益三君

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中

改正法律案可決報告書

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正

法律案可決報告書

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ニテ議事日

程ハ終了イタシマシク、次會ノ議事日程ハ

決定次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、

本日ハ是ニテ散會イタシマス

午前十一時十六分散會

